

令和5年5月2日

保護者の皆様

大田区教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の区立学校における対応について

日頃より、本区の学校教育並びに新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における感染症対策につきまして、文部科学省より通知がありました。

これに基づき、本区では以下のとおりの対応といたしますので、保護者の皆様におかれましてはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 5類感染症への移行後の区立小中学校における対応について

令和5年4月28日付け文科省通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき対応します。当該通知の詳細につきましては、文科省のホームページ（大田区HPからもご覧いただけます）をご参照ください。

また、これに伴い、大田区教育委員会が策定した「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」は令和5年5月8日をもって廃止いたします。

(1) 区立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 平時における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握（※）
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが引き続き重要です。感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。

学校教育活動においてはこれまでどおりマスクの着用を求めないことが基本となり、また、給食の場面においても、これまでどおり「黙食」は必要としません。

※健康観察票といった毎日の児童生徒の体温チェックについては不要となりますが、学校におけるお子様の健康状態の把握について、ご協力をお願いします。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をせずに自宅で休養していただくよう、お願いいたします。

○ 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話は控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じる場合があります。

(2) 学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合について

- 出席停止の取扱いについて
学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。
- 濃厚接触者の取扱いについて
令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われませんこととなります。新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- 学級閉鎖等の臨時休業について
学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日含む。）を目安に、感染の把握状況、拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

【問合せ先】

（感染症対策に関すること）

学務課保健給食係

電話 5744-1431

（各校における指導に関すること）

指導課指導主事

電話 5744-1435